

鳥取県告示第209号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第248号（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

区分				単位	金額		
あやめ池スポーツセンター	体育室	一般利用	一般人		1人1回につき	50円	
			専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	全面1時間につき	800円
		2分の1面1時間につき				400円	
		入場料等を徴収するとき。			全面1時間につき	1,600円	
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	25,500円		
	入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき	38,400円			
	トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	一般人		1人1回につき	100円
				回数券により利用する場合	一般人		回数券11枚につき
			1月利用券により利用する場合		一般人		1人につき
		専用利用				1時間につき	600円
研修室				1時間につき	550円		
テニスコート				1時間につき	400円		
東郷湖カヌーセンター	カヌー艇庫				1艇1月につき	1,500円	
	研修室				1時間につき	500円	
南谷テニスコート				1コート1時間につき	600円		
屋根のある多	営利を目的としない場合			全面1時間につき	2,100円		

目的 広 場		2分の1面1 時間につき	1,050円
		3分の1面1 時間につき	700円
	営利を目的とする場合	全面1時間に つき	17,700円

備考

- 1 利用時間若しくは利用期間が1時間未満若しくは1月未満であるとき、又は利用時間若しくは利用期間に1時間未満若しくは1月未満の端数があるときは、1時間又は1月として計算するものとする。
- 2 あやめ池スポーツセンターの体育室（専用利用に限る。）、テニスコート又は屋根のある多目的広場を利用する場合において夜間照明又は指定管理者が必要と認める照度以上の照明をしたときは、それぞれの施設利用料の額に、次の表に定める額を加算する。

区分	単位	金額
あやめ池スポーツセンターの体育室	1 燈 1 時間につき	20 円
テニスコート	1 コート 1 時間につき	250 円
屋根のある多目的広場	全面 1 時間につき	1,000 円
	2 分の 1 面 1 時間につき	500 円
	3 分の 1 面 1 時間につき	300 円

- 3 あやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの施設利用料の額は、この表に定める施設利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る施設利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで

(2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

(2) 設備利用料

区分		単位	金額
あやめ池ス ポーツセン ター	バスケットボール器具 (バスケット台1対)	1組1回につき	2,100円
	バレーボール器具 (支柱1対、ネット1張及びアンテナ1対)	1組1回につき	200円
	ハンドボール器具 (ゴール(ネット付)1対)	1組1回につき	300円
	バドミントン器具 (支柱1対及びネット1張)	1組1回につき	100円
	卓球器具(台1台及びネット(サポートを含む。)1張)	1組1回につき	100円
	テニス器具(支柱1対及びビット1張)	1組1回につき	200円
	フットサル器具 (ゴール(ネット付)1対)	1組1回につき	300円
屋根のある 多目的広場	テニス器具(支柱1対及びビット1張)	1組1回につき	200円
宇野地区	シャワー設備	3分間につき	100円

2 承認年月日

平成21年3月27日